

令和 8 年度第 1 回 川口市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会資料

目 次

委員名簿	P 1
川口市社会福祉審議会条例	P 2
川口市社会福祉審議会規則	P 5
川口市社会福祉審議会地域福祉専門分科会運営要綱	P 1 0
諮問書	P 1 1
計画策定の概要について	P 1 2
第 2 期川口市地域共生社会推進計画策定スケジュール	P 1 4
市民意識調査について	P 1 5

川口市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 委員名簿

役職等	委員氏名
川口市議会 福祉保健常任委員会 委員長	福森 悦子（ふくもり えつこ）
川口市民生委員児童委員協議会 会長	寺本 正和（てらもと まさかず）
川口地区保護司会 副会長	濱田 義彦（はまだ よしひこ）
社会福祉法人川口市社会福祉協議会 常務理事	藤波 康彰（ふじなみ やすあき）
新郷地区社会福祉協議会 会長	漆山 隆（うるしやま たかし）
川口商工会議所 地域振興課長	酒井 宏樹（さかい ひろき）
一般社団法人川口市医師会 副会長	神山 浩（かみやま ひろし）
一般社団法人川口歯科医師会 副会長	吉井 正俊（よしい まさとし）
一般社団法人川口薬剤師会 理事	篠内 和彦（しのうち かずひこ）
一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会 21世紀委員会委員	堀 弘尚（ほり ひろなお）
埼玉県立大学 保健医療福祉学部社会福祉子ども学科准教授	大岡 華子（おおおか はなこ）
埼玉学園大学 人間学部子ども発達学科教授	堀田 正央（ほった まさなか）
川口市内障害者施設運営団体連絡会 事務局長	山下 朋和（やました ともかず）
公募	岡田 貢司郎（おかだ こうじろう）
公募	木村 利充（きむら としみつ）

委員総数 15名

○川口市社会福祉審議会条例

平成 29 年 12 月 26 日条例第 49 号

川口市社会福祉審議会条例

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、川口市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(調査審議事項の特例)

第 2 条 審議会は、法第 12 条第 1 項の規定により、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

2 前項の児童福祉に関する事項には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園に関する事項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項各号に掲げる事務に関する事項を含むものとする。

3 審議会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 25 条に規定する事項を調査審議する場合にあっては同条に規定する機関と、子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務に関する事項を調査審議する場合にあっては同項に規定する機関とする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 50 人以内をもって組織する。

(委員等の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 特別の事項を調査審議するため置かれた臨時委員の任期は、その任務の達成に必要な期間とする。

(副委員長)

第 5 条 審議会に、副委員長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 臨時委員は、特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉部（専門分科会にあつては、その審議事項を所管する部）において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(川口市社会福祉保健審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 川口市社会福祉保健審議会条例（昭和53年条例第53号）

(2) 川口市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第33号）

(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

4 川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

5 川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和元年 6 月 25 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 14 日条例第 7 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

改正

令和元年6月25日規則第9号

令和7年6月30日規則第60号

令和8年3月31日規則第11号

川口市社会福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川口市社会福祉審議会条例（平成29年条例第49号）第8条の規定に基づき、川口市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。
(専門分科会の設置等)

第2条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により設置する身体障害者福祉専門分科会は、障害者福祉専門分科会と称するものとし、当該専門分科会においては、同項に規定する身体障害者の福祉に関する事項に加え、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議する。

2 法第11条第2項の規定により設置する専門分科会は、地域福祉専門分科会とし、当該専門分科会において調査審議する事項は、地域福祉に関する事項とする。

3 前項に規定する専門分科会のほか、必要に応じ、審議会に専門分科会を設置することができる。
(専門分科会の委員等)

第3条 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会に、専門分科会長及び副専門分科会長を置く。

3 専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあつては、委員。第5項、次条第2項及び第3項並びに第5条において同じ。）の互選によってこれを定める。

4 専門分科会長は、その専門分科会の会務を総理する。

5 副専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから専門分科会長が指名する。

6 副専門分科会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門分科会の会議等)

第4条 専門分科会の会議は、専門分科会長が招集し、その議長となる。

2 専門分科会は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門分科会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5条 専門分科会は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員全員の一致によりあらかじめ指定する事項については、書面により決議することができる。

2 前項の規定による決議は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

第6条 審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(部会の設置等)

第7条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「令」という。）第3条第1項の規定により、同項の身体障害者福祉専門分科会に審査部会を置く。

2 前項の審査部会は、障害者福祉専門分科会審査部会と称するものとし、当該審査部会においては、令第3条第1項に規定する身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議に加え、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の指定及び当該指定の取消しに関する事項

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものを除く。）の指定の取消しに関する事項

第8条 法第12条第2項の規定において読み替えて適用される法第11条第1項の規定により設置する児童福祉専門分科会に、児童福祉専門分科会認可部会及び児童福祉専門分科会児童養護部会を置く。

2 児童福祉専門分科会認可部会においては、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項に規定する家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の認可に関する事項

(2) 児童福祉法第35条第4項に規定する児童福祉施設の設置の認可（保育所に係るものに限

る。)に関する事項及び同法第46条第4項に規定する児童福祉施設の設置者に対する事業の停止の命令に関する事項

(3) 児童福祉法第59条第5項に規定する施設に対する事業の停止又は施設の閉鎖の命令に関する事項

(4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項及び第3項に規定する認定に関する事項並びに同法第7条第1項に規定する認定の取消しに関する事項

(5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する事項

(6) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項第1号から第3号までに規定する事項

(7) 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第58号）第3条第1項、川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第72号）第3条第1項、川口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第46号）第3条第1項、川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第74号）第3条第1項及び川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第59号）第4条第1項に規定する勧告に関する事項

3 児童福祉専門分科会児童養護部会においては、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 児童福祉法第33条の15の規定により同法第33条の10第3項に規定する審議会等の権限に属させられた事項

(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条の6の規定により同法第27条の2第3項に規定する審議会等の権限に属させられた事項

第9条 第7条第1項の規定により置く審査部会及び前条第1項の規定により置く部会のほか、必要に応じ、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に部会を置くことができる。

（部会の委員等）

第10条 部会（障害者福祉専門分科会審査部会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、当該専門分科会長が指名する。

2 部会に、部会長及び副部会長を置く。

3 部会長は、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

- 4 部会長は、その部会の会務を総理する。
- 5 副部会長は、その部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長が指名する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第11条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会は、その部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第12条 令第3条第3項に定めるもののほか、審議会は、部会において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(関係者の出席及び資料の提出)

第13条 審議会、専門分科会又は部会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- (川口市社会福祉保健審議会規則の廃止)
- 2 川口市社会福祉保健審議会規則（昭和53年規則第24号）は、廃止する。

附 則（令和元年6月25日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年6月30日規則第60号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。ただし、第8条第2項第6号の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第5条第2項の規

定により令和８年４月１日前においても行うことができることとされた同法第１条の規定による改正後の子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の２第２項の確認に係る同項の規定による利用定員の設定に関し必要な事項については、前項ただし書の規定の施行の日前においても、この規則による改正後の川口市社会福祉審議会規則第８条第２項（第６号に係る部分に限る。）の規定の例により、児童福祉専門分科会施設認可部会において調査審議することができる。

附 則（令和８年３月31日規則第11号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

川口市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川口市社会福祉審議会規則に規定する地域福祉専門分科会（以下「専門分科会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門分科会は、次の事項を調査審議し、その結果を市長に提言する。

- 一 地域福祉に関する事項
- 二 川口市地域福祉計画の策定に関する事項
- 三 川口市地域福祉計画の推進に関する事項
- 四 その他川口市地域福祉計画に関する事項

(専門分科会の庶務)

第3条 専門分科会の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(傍聴の定員)

第4条 庶務を処理する課は傍聴の定員を5人以上に設定するよう努めることとし、会議を行う場所等開催事情に応じて定める。

(傍聴に関する事項)

第5条 別に定める会議傍聴要領に順ずる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は専門分科会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。



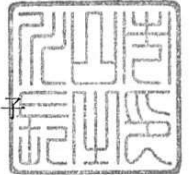
議題 2

川福総発第 36 号

令和8年6月18日

川口市社会福祉審議会 委員長 様

川口市長 岡村 ゆり子



諮 問 書

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第2項の規定に基づき下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

【諮問事項】

第2期川口市地域共生社会推進計画の策定に伴う次の事項

- （1）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- （2）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （3）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （4）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- （5）地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

計画策定の概要について

現行の川口市地域共生社会推進計画（令和6年度～令和8年度）の計画期間が令和8年度をもって終了することから、第2期川口市地域共生社会推進計画の策定を行うものです。

1. 計画の目的

この計画は、社会福祉法（昭和二十六年法律第45号）第107条を根拠とし、市町村が次の事項を一体的に定めることにより地域福祉の推進を図ることを目的とした計画です。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2. 計画の期間

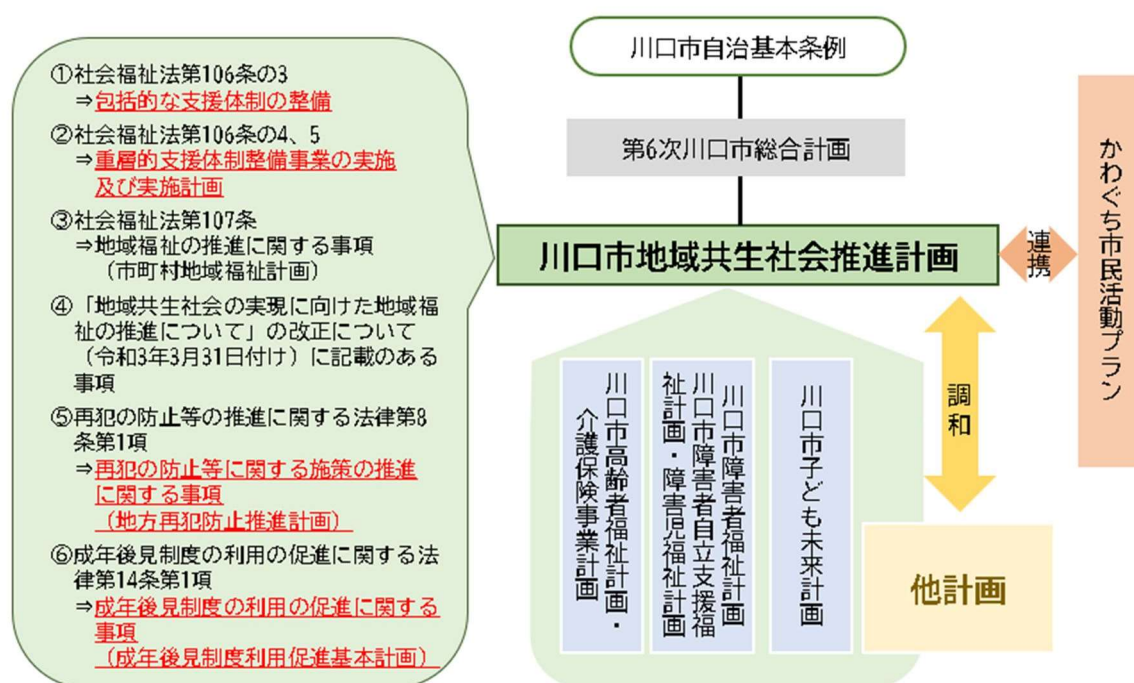
第2期川口市地域共生社会推進計画の期間は、社会情勢等の変化や、各法における改正や見直しを踏まえ、令和9年度から令和11年度までの3年間とします。

計画		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
総合計画	基本構想	第5次		第6次 基本構想(令和8年度～令和17年度)				
	基本計画	後期		前期(令和8年度～令和12年度)				
地域共生社会推進計画		第1期			第2期(3年間)			第3期
主な福祉関連計画	高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第9期			第10期			第11期
	障害者福祉計画	現計画						次期計画
	障害者自立支援福祉計画 ・障害児福祉計画	第7期 第3期			第8期 第4期			第9期 第5期
	子ども未来計画	第2期	現計画					次期計画

3. 計画の位置づけと範囲

川口市地域共生社会推進計画は、市民が市政の主人公であると定めた川口市の最高規範である「川口市自治基本条例」の趣旨を尊重し、この条例との整合性を図るとともに、「第5次川口市総合計画」を踏まえ、地域福祉推進の理念や方針を示すことにより、川口市が目指す理念と、多様な福祉施策や福祉サービス、地域住民等による福祉活動を相互につなぐ役割を果たすものです。そして、川口市における各種福祉分野の計画（川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、川口市障害者福祉計画、川口市障害者自立支援福祉計画・障害児福祉計画、川口市子ども未来計画など）の上位計画として位置づけるものです。

また、策定にあたっては「包括的な支援体制の整備」「重層的支援体制整備事業の実施及び実施計画」「地方再犯防止推進計画」「成年後見制度利用促進基本計画」の内容を包含します。



第2期川口市地域共生社会推進計画策定スケジュール

時期	作業内容	地域福祉専門分科会	市民
4～6月	● 策定準備・基礎資料の収集 ▶ アンケート調査の設計・準備	—	—
7月	▶ アンケート調査の実施・回収	第1回 分科会 (計画の概要・スケジュール)	アンケート調査の実施
8月	▶ アンケート調査結果の分析 ● 地域の現状と課題について整理 ● 計画の理念、将来像、計画課題及び施策の体系整理	—	—
9月	● 調査結果の分析・データ化 ● 現行計画評価に向けたデータ分析・収集	第2回 分科会 (調査の報告・現行計画の評価・2期計画の骨子確認)	—
10月	● 計画骨子・施策体系の整理	—	—
11月	● 施策体系の整理・見直し ● 計画素案の作成	—	—
12月	● 計画素案の完成 ▶ パブリックコメントの実施告知	第3回 分科会 (素案の確認・パブリックコメントについて)	—
1月	▶ パブリックコメントの実施 ● 必要に応じて計画案の修正・ブラッシュアップ	—	パブリックコメントの実施
2月	▶ パブリックコメントによる意見回収 ● 諮問に対する答申の準備 ● 最終計画案の確認	—	—
3月	● 第2期川口市地域共生社会推進計画 策定 ● 計画書の印刷・製本	第4回 分科会 (最終案審議・答申)	—
4月	● 計画の公表・運用開始	—	—

市民意識調査について

【調査概要】

18歳以上の市民を母集団とするアンケート調査を実施し、市民各層の地域福祉に関わる意識構造や課題認識、施策に対するニーズを把握し、計画を策定する上での基礎資料として活用する。

【調査期間】

令和8年6月下旬から7月中旬まで

【調査対象・調査方法】

対象母集団	抽出配布数	配布・回答方法
市内在住の 18歳以上の方	無作為抽出 3,000人	郵送配布 郵送 or オンライン回答

【設問設計】

調査票の設問については、地域共生社会推進計画策定に向けて十分な情報取得、住民への福祉意識の啓発を含めた情報発信、前回調査からの変化といった3つの観点から、次の8種類の設問群によって構成する。

【設問構成】

回答者の基本属性 (例) 家族構成、居住地区	生活の状況について (例) 日常生活で困ったときの相談先
地域とのつながりについて (例) 近所付き合いの状況	地域活動について (例) 地域活動等への参加状況、意向
今後の福祉施策について (例) 福祉施策の満足度	再犯防止について (例) 再犯防止協力者の認知度
成年後見制度について (例) 成年後見制度の認知度	生活困窮者自立支援について (例) 生活困窮者自立支援制度の認知度

